徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１０１１号 令和８年１１月１３日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
５６４	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
５６５	同	同
５６６	同	同
５６７	同	同
５６８	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
５６９	同	同
５７０	同	同
５７１※	建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件の一部を改正する件	住宅課
５７２	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	公安委員会

【人事委員会規則】

番　号	表　　題	担当課名
※	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

【人事委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
１４	徳島県職員等（高等学校卒業程度、民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定	
１５	徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
１６	採用候補者名簿の失効	

【監査委員公表】

番　号	表　　題	担当課名
１７	定期監査の結果公表	

徳島県告示第５６４号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年11月13日から令和９年３月13日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ＤＣＭ羽ノ浦店

所在地　阿南市羽ノ浦町宮倉ながれ３－５ほか

⑶　変更事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑷　変更年月日

令和８年３月１日

２　届出年月日

令和８年10月23日

３　届出の縦覧

⑴　縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間

令和８年11月13日から令和９年３月13日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。

徳島県告示第５６５号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年11月13日から令和９年３月13日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ＤＣＭ鴨島店

所在地　吉野川市鴨島町上下島字松元４０５－１ほか

⑶　変更事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑷　変更年月日

令和８年３月１日

２　届出年月日

令和８年10月23日

３　届出の縦覧

⑴　縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間

令和８年11月13日から令和９年３月13日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。

徳島県告示第５６６号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年11月13日から令和９年３月13日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ＤＣＭ徳島西店

所在地　徳島市庄町三丁目11番地

⑶　変更事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑷　変更年月日

令和８年３月１日

２　届出年月日

令和８年10月23日

３　届出の縦覧

⑴　縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間

令和８年11月13日から令和９年３月13日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。

徳島県告示第５６７号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年11月13日から令和９年３月13日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ＤＣＭ万代店

所在地　徳島市万代町六丁目３番地

⑶　変更事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑷　変更年月日

令和８年３月１日

２　届出年月日

令和８年10月23日

３　届出の縦覧

⑴　縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間

令和８年11月13日から令和９年３月13日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。

徳島県告示第５６８号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により意見を聴取したので、同条第３項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール徳島

徳島市南末広町４番１号ほか

２　法第８条第１項の意見の対象となった届出に係る告示

令和８年徳島県告示第３３２号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

３　法第８条第１項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

⑴　駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

⑵　歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。

⑶　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

⑷　騒音の発生に係る事項

駐車場内の自動車走行音の低減に努め、特に夜間における騒音発生に注意を払うこと。

周辺住民との間に騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

⑸　廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。

分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

４　意見の縦覧場所及び期間

⑴　縦覧の場所　徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間　令和８年11月13日から同年12月13日まで

徳島県告示第５６９号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により意見を聴取したので、同条第３項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス徳島大原店

徳島市大原町内開55番２ほか

２　法第８条第１項の意見の対象となった届出に係る告示

令和８年徳島県告示第３２９号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

３　法第８条第１項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

⑴　駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

大規模地震発生に伴う津波が到達した際、従業員及び来店客が津波避難ビル等の緊急避難場所へ移動するための動線を確保すること。

駐車の用に供する部分は、駐車場法（昭和32年法律第１０６号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

⑵　歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。

⑶　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

⑷　防災・防犯対策への協力

３メートル以上の階がある場合、大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力の向上について協力願いたい。

⑸　騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民との間に騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

⑹　廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。

分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

⑺　街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

４　意見の縦覧場所及び期間

⑴　縦覧の場所　徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間　令和８年11月13日から同年12月13日まで

徳島県告示第５７０号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により意見を聴取したので、同条第３項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス美馬店

美馬市美馬町字中通１８６番１ほか

２　法第８条第１項の意見の対象となった届出に係る告示

令和８年徳島県告示第３５５号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

３　法第８条第１項の規定により美馬市から聴取した意見の概要

⑴　歩行者の通行の利便の確保等

歩行者と車両の動線を明確に分離するとともに、出入口での安全確認の徹底や十分な見通しの確保、注意喚起表示など、必要な交通安全対策を講じること。

⑵　防災・防犯対策への協力

夜間の防犯について配慮すること。

⑶　騒音の発生に係る事項

搬入時間の配慮、防音対策、設備の適切な配置などにより騒音の低減を図ること。

⑷　街並みづくり等への配慮等

周辺近隣に、夜間照明の影響による光害が生ずることがないよう配慮すること。

影響があると認められた時は対策を講じること。

４　意見の縦覧場所及び期間

⑴　縦覧の場所　徳島県経済産業部産業成長推進課及び美馬市経済部企業応援課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間　令和８年11月13日から同年12月13日まで

徳島県告示第５７１号

平成16年徳島県告示第１２４号（建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日から施行する。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

「第52条第１項第８号」を「第52条第１項第９号」に改める。

徳島県告示第５７２号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

名　称	住　所　又　は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般社団法人徳島県交通安全協会	板野郡松茂町満穂字満穂開拓１－１	運転免許センター等窓口業務に係る手数料の徴収事務	令和８年８月28日	令和８年９月11日
千松自動車株式会社	徳島市北佐古二番町３番17号	指定自動車教習所窓口業務に係る手数料の徴収事務	同	同 30日
株式会社徳島中央自動車教習所	同　　城東町一丁目７番42号		同	同
株式会社脇町自動車学校	美馬市脇町馬木 787番地２		同	同
株式会社阿北自動車教習所	阿波市吉野町柿原字植松２０３番地３		同	同
株式会社鴨島自動車学校	吉野川市鴨島町鴨島６３６番地１		同	同
株式会社鳴門自動車教習所	鳴門市大津町矢倉字四ノ越52番地		同	同
株式会社徳島第一自動車教習所	阿南市那賀川町原28番地		同	同
株式会社小松島自動車教習所	小松島市中郷町字西野１番地１		同	同

株式会社広沢自動車学校	徳島市南田宮二丁目４番３号		同	同
株式会社三加茂自動車学校	三好郡東みよし町加茂1832番地		同	同
株式会社北島自動車学校	板野郡北島町鯛浜字中須８番地		同	同
株式会社海部自動車学校	海部郡海陽町高園字中ケイ20番地		同	同
有限会社富岡自動車学校	阿南市西路見町姥１番地１		同	同
株式会社阿波自動車学校	阿波市阿波町東条１８0番地		同	同
石井自動車学校株式会社	名西郡石井町石井字重松９番地２		同	同

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月13日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則11―２）の一部を次のように改正する。

別表第１知事部局の項中「企画幹」を「企画幹　推進幹」に、「外事室長　政策推進室長　調整室長」を「外事室長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県人事委員会告示第14号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第40条第１項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第３項の規定により公示する。

令和８年11月13日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日	採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和８年11月５日	徳島県職員採用試験 （高等学校卒業程度） ○第１次試験　令和８年９月27日 ○第２次試験　令和８年10月14日及び19日	行政事務、警察事務、総合土木、林業 12名
徳島県市町村立小・中学校職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和８年11月５日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （高等学校卒業程度） ○第１次試験　令和８年９月27日 ○第２次試験　令和８年10月21日	学校事務 １名
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	令和８年11月５日	徳島県職員採用試験 （民間企業等職務経験者（秋期枠）） ○第１次試験　令和８年８月29日から９月13日 ○第２次試験　令和８年10月17日及び18日	行政事務、行政事務（ＤＸ）、総合土木、水産、福祉 21名
		徳島県職員採用試験 （就職氷河期世代） ○第１次試験　令和８年８月29日から９月13日 ○第２次試験　令和８年10月18日	行政事務 ５名

徳島県人事委員会告示第15号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第40条第１項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第３項の規定により公示する。

令和８年11月13日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日	採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県警察官採用候補者名簿	令和８年11月５日	警察官Ｂ（男性）採用共同試験 （徳島県志望者） ○第１次試験　令和８年９月20日 ○第２次試験　令和８年10月７日及び８日	19名
		徳島県警察官Ｂ（女性）採用試験 ○第１次試験　令和８年９月20日 ○第２次試験　令和８年10月16日	12名
		徳島県警察官Ａ（キャリアアピール） 採用試験 ○第１次試験　令和８年９月20日 ○第２次試験　令和８年10月19日	１名

徳島県人事委員会告示第16号

職員の任用に関する規則（徳島県人事委員会規則４－９）第46条第１項第２号及び第３号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和８年11月５日をもって失効したので、同条第２項の規定により公示する。

令和８年11月13日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

採用候補者名簿の名称	確　定　年　月　日
徳島県職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和７年10月29日
徳島県市町村立小・中学校職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	令和７年10月29日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	令和７年11月20日
徳島県警察官採用候補者名簿	令和７年11月20日

徳島県監査委員公表第１７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき、令和８年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和８年１１月１３日

徳島県監査委員　大　西　康　生
同　福　山　正　啓
同　木　下　賢　功
同　仁　木　啓　人

１　監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和２年３月６日徳島県監査委員告示第１号）に準拠して実施した。

２　監査の対象

令和８年６月８日から令和８年９月２日までの間に、別表に記載の１１４機関において実施した。

３　監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

４　監査の実施内容

令和７年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

５　監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第１５条第２項第１号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

⑴収入証紙に関する事務で適切でないもの

＜資源循環課＞

前年度の監査に引き続き、収入証紙による収入手続において、収入証紙の消印がなされていないものがある。今後、再発防止策を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

⑵現金収入に関する事務で適切でないもの

＜吉野川県土整備事務所＞

現金収入において、金額を訂正した領収書を交付したものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3)超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの

＜サステナブル社会推進課＞

週休日の振替に伴う超過勤務手当や休日給について、支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4)支出事務で適切でないもの

＜消防保安課＞

予算執行年度を誤って支出したものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜財政課＞

手数料について、過剰に支払ったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜男女参画・青少年課＞

電気料金について、支払が納期限に遅れたことにより、延滞金が発生したものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜生産流通課＞

後納郵便料金について、支払が納期限に遅れたことにより、延滞金が発生したものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(5)契約事務で適切でないもの

＜男女参画・青少年課＞

委託契約において、仕様書で定める支出証拠書類が提出されていないにもかかわらず、業務の完了を承認し、支払を行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜医療政策課＞

委託契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜中央病院＞

委託契約において、予定価格を定めていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(6)工事に関する事務で適切でないもの

＜農林水産総合技術支援センター〈経営推進課〉＞

工事請負変更契約において、誤った積算単価等により設計書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(7)物品の管理で適切でないもの

＜教育委員会事務局教育DX推進課＞

物品の保管転換において、保管転換受入書を作成していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(8)収入で未収となっているもの

＜労働雇用政策課＞

雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の収入未済額の状況

令和７年度決算額	7,264,557円
令和６年度決算額	7,408,557円
増　　減　　額	△144,000円

＜中央こども女性相談センター＞

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和７年度決算額	22,630,586円
令和６年度決算額	21,519,176円
増　　減　　額	1,111,410円

＜医療政策課＞

返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況

令和７年度決算額	4,460,000円
令和６年度決算額	4,505,000円
増　　減　　額	△45,000円

＜障がい者相談支援センター＞

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	2,478,030円
令和６年度決算額	2,635,330円
増　　減　　額	△157,300円

＜東部福祉事務所＞

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、損害賠償金、母子福祉資金貸付金元利収入、父子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和７年度決算額	3,704,410円
令和６年度決算額	3,987,970円
増　　減　　額	△283,560円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和７年度決算額	165,988,916円
令和６年度決算額	162,770,975円
増　　減　　額	3,217,941円

損害賠償金の収入未済額の状況

令和７年度決算額	1,215,400円
令和６年度決算額	0円
増　　減　　額	1,215,400円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	101,865,014円
令和６年度決算額	109,278,504円
増　　減　　額	△7,413,490円

父子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	1,934,749円
令和６年度決算額	1,347,076円
増　　減　　額	587,673円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	6,290,169円
令和６年度決算額	8,069,994円
増　　減　　額	△1,779,825円

＜商務戦略課＞

雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済額の状況

令和７年度決算額	3,024,191円
令和６年度決算額	4,014,191円
増　　減　　額	△990,000円

＜産業成長推進課＞

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	1,175,415,683円
令和６年度決算額	1,182,168,583円
増　　減　　額	△6,752,900円

＜農林水産政策課＞

農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	13,035,216円
令和６年度決算額	13,095,216円
増　　減　　額	△60,000円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	4,122,402円
令和６年度決算額	4,242,402円
増　　減　　額	△120,000円

＜農林水産総合技術支援センター〈経営推進課〉＞

就農準備資金返納金の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

就農準備資金返納金の収入未済額の状況

令和７年度決算額	3,185,000円
令和６年度決算額	0円
増　　減　　額	3,185,000円

＜用地対策課＞

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	532,717,428円
令和６年度決算額	532,747,428円
増　　減　　額	△30,000円

＜住宅課＞

住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和７年度決算額	241,555,514円
令和６年度決算額	196,993,979円
増　　減　　額	44,561,535円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）の収入未済額の状況

令和７年度決算額	6,132,131円
令和６年度決算額	24,440,028円
増　　減　　額	△18,307,897円

敷金収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	1,151,900円
令和６年度決算額	1,108,100円
増　　減　　額	43,800円

＜港湾政策課＞

雑入（不法占用物件撤去費用）について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（不法占用物件撤去費用）の収入未済額の状況

令和７年度決算額	20,353,535円
令和６年度決算額	20,353,535円
増　　減　　額	0円

＜徳島県土整備事務所＞

雑入及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	6,644,000円
令和６年度決算額	5,845,800円
増　　減　　額	798,200円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和７年度決算額	4,037,640円
令和６年度決算額	4,053,900円
増　　減　　額	△16,260円

＜教育委員会事務局人権教育課＞

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	275,929,238円
令和６年度決算額	278,328,853円
増　　減　　額	△2,399,615円

＜教育委員会事務局生涯学習課＞

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和７年度決算額	75,777,490円
令和６年度決算額	77,901,820円
増　　減　　額	△2,124,330円

＜中央病院＞

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和７年度決算額に係る 令和８年５月末残額	129,965,212円
令和６年度決算額に係る 令和７年５月末残額	130,933,615円
増　　減　　額	△968,403円

＜三好病院＞

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和７年度決算額に係る 令和８年５月末残額	32,277,875円
令和６年度決算額に係る 令和７年５月末残額	30,539,216円
増　　減　　額	1,738,659円

＜海部病院＞

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和７年度決算額に係る 令和８年５月末残額	6,695,522円
令和６年度決算額に係る 令和７年５月末残額	10,493,087円
増　　減　　額	△3,797,565円

別表

監　査　対　象　機　関
知事戦略局
危機管理政策課
防災対策推進課
消防保安課
政策企画課
法制監察課
人事課
職員厚生課
総務事務管理課
財政課
管財課

監　査　対　象　機　関
税務課
市町村課　※１
情報政策課
統計課
観光スポーツ文化政策課
交流拠点戦略課
観光政策課
スポーツ振興課
文化振興課
文化の森振興センター
生活環境政策課
県民ふれあい課
労働雇用政策課
多文化共生・人権課
交通政策課
消費者政策課
安全衛生課
サステナブル社会推進課
資源循環課
環境管理課
こども未来政策課
子育て応援課
こども家庭支援課
男女参画・青少年課
中央こども女性相談センター
保健福祉政策課
地域共生推進課
医療政策課
出羽島診療所
健康寿命推進課
感染症対策課
薬務課
長寿いきがい課
障がい福祉課
障がい者相談支援センター
徳島保健所
吉野川保健所
東部福祉事務所
経済産業政策課
商務戦略課
産業成長推進課
イノベーション創出課
工業技術センター
産業人材課
農林水産政策課
生産流通課
鳥獣対策課
畜産振興課

監　査　対　象　機　関
徳島家畜保健衛生所
林業振興課
水産振興課
漁業管理調整課　※２
農林水産総合技術支援センター＜経営推進課＞
農林水産総合技術支援センター＜畜産研究課＞
農林水産総合技術支援センター＜水産研究課＞
農林水産総合技術支援センター＜研究調整管理課＞　※３
農山漁村振興課
生産基盤課
森林土木・保全課
徳島農林事務所
吉野川農林事務所
県土整備政策課
建設管理課
用地対策課
高規格道路課
道路整備課
都市計画課
住宅課
営繕課
河川政策課
河川整備課
砂防防災課
水環境整備課　※４
水環境整備課＜流域下水道事業会計＞
港湾政策課
徳島県土整備事務所
吉野川県土整備事務所
出納局会計課
出納局公共入札検査課
企業局
病院局　※５
中央病院
三好病院
海部病院
議会事務局
教育委員会事務局教育政策課
教育委員会事務局教育 DX 推進課
教育委員会事務局施設整備課
教育委員会事務局教育創生課
教育委員会事務局教職員課
教育委員会事務局福利厚生課
教育委員会事務局義務教育課
教育委員会事務局高校教育課
教育委員会事務局特別支援教育課
教育委員会事務局人権教育課
教育委員会事務局いじめ・不登校対策課

監　査　対　象　機　関
教育委員会事務局体育健康安全課 教育委員会事務局生涯学習課 人事委員会事務局 監査事務局 警察本部 労働委員会事務局 収用委員会事務局

※１　選挙管理委員会事務局を含む。
※２　徳島海区漁業調整委員会事務局を含む。
※３　＜経営推進課＞、＜畜産研究課＞、＜水産研究課＞以外の農林水産総合技術支援センターの機関を含む。
※４　流域下水道事業会計を除く。
※５　中央病院、三好病院、海部病院を除く。